



## 保 育 を 必 要 と す る 理 由

保育所へ入所できるのは、同居の親族等が次のいずれかの理由により、保育を必要とする児童です。

- (1) 就労（フルタイムの他、パートタイム、居宅内の労働など。一時保育で対応可能な短時間の就労は除く）
- (2) 妊娠中または出産後間もない（産前・産後8週以内）
- (3) 保護者に疾病、障害がある
- (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている
- (5) 災害の復旧にあたっている
- (6) 求職活動中（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがある
- (9) 育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用を必要としている
- (10) その他、町が認める場合

※該当する番号を表面「保育を必要とする理由」の（ ）内に記入してください。

※「保育の利用を必要とする理由書」（別紙）を添付してください。